

豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準

(目的)

第1条 この許可基準は、農地法(昭和27年7月15日法律第229号、以下「法」という。)第3条の規定に基づき、豊橋市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が農地の権利の移転及び設定に係る許可基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは、土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。

「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地も含まれる。この場合、農地であるかどうかの判断は、その土地の登記簿の地目によるものではなく、現況によるものとする。

「世帯員等」とは、豊橋市農地基本台帳(以下「基本台帳」という。)に記載されている親族及び当該親族の行う耕作の事業に従事するその他の二親等内の親族のことをいう。

「申請地」とは、法第3条の規定により権利を取得しようとする農地のことをいう。

(耕作の事業に供すべき農地)

第3条 法第3条第2項第1号に定める「耕作の事業に供すべき農地」とは、同号に係る権利(区分地上権を除く。以下同じ。)を取得しようとする者(以下「申請者」という。)及び同一の基本台帳に記載されている親族が権利を有している農地及び申請に係る農地をいう。

2 法第3条の規定により所有権を取得した農地については、原則として3年以内の転売、転貸及び転用を認めないものとする。

ただし、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年12月4日法律第127号)の規定による後継者への移譲はこの限りではない。

(下限面積の例外)

第4条 権利の取得後における耕作の事業が農地法施行令（昭和27年10月20日政令第445号、以下「令」という。）第2条第3項第1号に規定する「草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる」場合の農地面積は、法第3条第2項第5号の下限面積の2分の1以上とする。

- 2 前項の「その経営が集約的に行われるもの」とは、花卉栽培、清浄野菜栽培、野菜栽培、果樹栽培等単位面積当たりに投下される資本と労働が通常の露地作物栽培に比較して格段に多量であり、かつ、その投下が反復的に常時行われることで単位面積当たりの所得が著しく高額となるような経営を指すものとする。

(農地の状況)

第5条 申請者は許可申請時点において、耕作の事業に供すべき農地の全てを、耕作又は現在は耕作されていなくても耕作しようとするならばいつでも耕作できる状態を確保していなければならない。

- 2 申請者又はその世帯員が既に法第3条第2項第1号に掲げる権利を有している農地（以下「経営農地」という。）の全部又は一部が法第3条第2項第1項各号に定める農地（以下「遊休農地」という。）である場合は、当該農地が農地に復元されるまで法第3条の規定による許可申請に対する許可をすることができない。当該農地が復元されたことの確認方法は、農業委員若しくは事務局職員が現場での目視又は、復元されたことがわかる写真等で確認を行う。

- 3 経営農地の全部又は一部に転用の事実がある場合は、当該地が農地に復元されるまで若しくは是正のための所定の手続きが確認できるまで、法第3条の規定による許可申請に対する許可をすることができない。

ただし、経営農地に農業用施設がある場合、その施設の大きさが200㎡未満であり、「農業用施設申出書」（様式1）をあらかじめ提出した時はこの限りではない。

- 4 申請地が遊休農地である場合は、農地復元する日を申請書に明記し、その日が営農計画から妥当であると農業委員会が認めた場合は、農地として利用することの条件付きで許可をすることができる。
- 5 申請地に農業用施設がある場合は、その施設の大きさが200㎡未満であり、一体的に利用する農地を耕作するのに必要最低限と認められるものに限り許可をすることができる。その際、申請書に農業用で使う旨の誓約書を添付するものとする。

(耕作の事業に供すべき農地の例外)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、申請地以外の農地が以下の各号に該当する場合は、農業委員による現地確認を行ったうえで耕作の事業に供すべき農地から除外することができる。この場合は経営面積に算入しない。

- (1) 隣接農地が自作地でなく、通常の耕作管理ができない狭小な農地
- (2) 地形、周囲の状況等により通常の耕作管理が困難と思われる農地

(農業従事日数)

第7条 申請者に係る農業従事日数は、年間60日以上、かつ世帯員等のうち1人は、原則として年間150日以上とする。

(高齢者の権利取得)

第8条 高齢者(許可申請時の年齢が70歳以上の場合)で権利取得を行う者は、本人の健康状態、農業後継者の有無、取得を希望する事情等を「高齢者取得申出書」(様式2)をあらかじめ農業委員会に提出しなければならない。

(共有名義での権利取得)

第9条 共有名義で権利取得を行う者は、同一世帯の構成員であり、かつ各申請者及び世帯に係る農業従事日数は、第7条に規定する日数を下回ってはならない。

(新規営農の権利取得)

第10条 許可申請者が新規営農(法人を除く)の場合は、農地審査会において、農業従事の経験、営農の技術や助言等のサポートの有無、営農への意欲等の聞き取り調査を行い、法の許可基準を満たしているか総合的に判断を行う。

(遠隔農地の権利取得)

第11条 遠隔農地とは、耕作地への通作時間が片道おおむね1時間以上の農地をいう。

2 遠隔農地については、原則としてその権利を取得することができない。

ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 市内に住所地がある農業者等が、市内の農地について許可申請をする場合
- (2) 既に権利を取得している農地と一体で利用する場合
- (3) 現在の耕作状況、営農計画書等から継続的に耕作が行われる見込みがある場合

(その他)

第12条 この許可基準に規定されない事項については、法の定めるところによる。

2 法が改正された場合は、必要に応じ、この許可基準の見直しを行う。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年7月20日から施行する。

附則

この基準は、令和3年2月25日から施行する。